

# 重要事項説明書

(指定特定相談支援事業)  
(指定障害児相談支援事業)

事業者：相談支援センターなごみ

「指定特定相談支援事業」「指定障害児相談支援事業」相談支援センターなごみ  
重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と指定特定相談支援・障害児相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び77条の規定、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営基準に関する基準」第5条の規定ならびに「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営基準に関する基準」第5条の規定に基づき、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※ 本事業所では、利用者に対して障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定相談支援サービスを提供します。指定特定相談支援・障害児相談支援サービスの利用は、原則として支給決定を受けた方が対象となります。

◇◆目次◆◇

|                                |   |
|--------------------------------|---|
| 1. 事業者 .....                   | 2 |
| 2. 事業所の概要 .....                | 2 |
| 3. 事業実施地域および営業時間 .....         | 3 |
| 4. 職員の体制 .....                 | 3 |
| 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金 .....    | 3 |
| 6. サービスの利用に関する留意事項 .....       | 5 |
| 7. サービス実施の記録について .....         | 5 |
| 8. 損害賠償保険への加入 .....            | 6 |
| 9. 苦情の受付について .....             | 6 |
| 10. 業務継続計画の策定 .....            | 7 |
| 11. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置 ..... | 7 |
| 12. 虐待の防止 .....                | 7 |

特定非営利活動法人なごみ

指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所

相談支援センター なごみ

特定相談支援事業所 事業所番号：2430800975

障害児相談支援事業所 事業所番号：2470800240

## 1. 事業者

|       |                 |
|-------|-----------------|
| 名称    | 特定非営利活動法人なごみ    |
| 所在地   | 三重県伊勢市中須町826番地2 |
| 電話番号  | 0596-65-5031    |
| 代表者氏名 | 理事長 吉岡 貴志       |
| 設立年月日 | 令和3年2月16日       |

## 2. 事業所の概要

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業所の種類        | 指定特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所<br>令和5年4月1日指定                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 事業の目的         | 指定特定相談支援事業・障害児相談支援事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 事業所の名称        | 相談支援センターなごみ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 事業所の所在地       | 三重県伊勢市宮町2丁目4-14                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 電話番号          | 0596-65-5033<br>※営業日外、提供時間外の緊急連絡先は下記の通り。<br><u>管理者携帯：080-4792-4386</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 管理者氏名         | 吉岡 貴志                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 事業所の運営方針について  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者又は障害児の保護者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものとする。</li> <li>・特定相談支援事業等の運営に当たっては、市町村、障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めるものとする。</li> <li>・特定相談支援事業等の実施に当たっては、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立って、計画作成対象障害者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われるように努めるものとする。</li> <li>・前3項の他、関係機関法令等を遵守し事業を実施するものとする。</li> </ul> |
| 開設年月日         | 令和5年4月1日 令和5年10月1日再開                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 事業所が行っている他の業務 | 訪問看護                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

### 3. 事業実施地域および営業時間

|            |                                                                                                                                                            |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 通常の事業の実施地域 | 伊勢市、玉城町、度会町                                                                                                                                                |
| 営業時間       | 営業日： 毎週月曜日～金曜日<br>(休業日：土曜日・日曜日・祝日・年末年始 12/29～1/3)<br>受付時間：毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30<br>(※営業日外・提供時間外にも電話などにより 24 時間<br>常時連絡が可能な体制をとっています)<br>サービス提供時間 8：30～17：30 |

### 4. 職員の体制

当事業所では、利用者に対して計画相談支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

| 職種         | 常勤 | 非常勤 | 常勤換算 | 指定基準 | 職務の内容                                                                                                                      |
|------------|----|-----|------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 管理者     | 1名 | 0名  | 1名   | 1名   | 1. 相談支援専門員その他の従業者の管理、計画相談支援サービスの申し込みにかかる調整、業務の実施状況の把握その他の管理。<br>2. 相談支援専門員その他の従業者に必要な規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。<br>※相談支援専門員常勤兼務 |
| 2. 相談支援専門員 | 3名 | 1名  | 3.5名 | 1名   | 利用者に対して日常生活全般に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務。                                                                                   |
| 3. 事務員     | 1名 | 1名  | 1.5名 | 0名   | 保険請求、電話対応等の業務、非常勤訪問看護の事務兼務                                                                                                 |

※常勤換算：職員それぞれの週当たりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数で除した数です。

当事業所は、次の研修修了者を配置しています。

- ① 相談支援従事者初任者研修修了者 2名
- ② 相談支援従事者現任研修修了者 1名
- ③ 主任相談支援専門員養成研修修了者 1名
- ④ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）修了者 4名
- ⑤ 精神障害関係従事者養成研修等修了者 3名
- ⑥ 医療的ケア児・者コーディネーター養成研修修了者 2名

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

### (1) サービス内容

#### ① サービス等利用計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、心身状況、その置かれている環境等を把握したうえで、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画を作成します。

〈サービス等利用計画作成の流れ〉

①相談支援専門員は、利用者の居宅等を訪問し、利用者及び家族等に面接して、利用者及び家族の置かれている状況、利用者の希望する生活、解決すべき課題等を把握します。

②利用者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量及び利用料並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載したサービス等利用計画の原案を作成します。

③相談支援専門員は、作成したサービス利用計画の原案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該サービス等利用計画書の原案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、利用者等の同意を得た上で決定するものとします。

④支給決定の内容を踏まえて、当該サービス利用計画原案に位置づけた福祉サービス等の担当者からなるサービス担当者会議の開催等により、サービス内容について説明を行うとともに、専門的意見を求め、利用者及びその家族の同意を得た後サービス等利用計画を交付します。

#### ② サービス等利用計画作成後の便宜の供与

- ・利用者及びその家族等と必要に応じて面接し、経過を把握します。

- ・サービス等利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービス等の事業者等との連絡調整を行います。
- ・福祉サービス等の実施状況や利用者の状況について定期的に再評価（モニタリング）を行い、サービス利用計画の変更、支給決定の更新申請等に必要な援助を行います。

### ③サービス利用計画の変更

利用者がサービス計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス利用計画を変更します。

### ④障害者支援施設等の利用助言等

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が障害者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害者支援施設等について関係機関と連携をとりながら必要な支援を行います。

## (2) 利用料金

### ①サービス利用料金

指定特定相談支援・指定障害児相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律に基づいて、市町村から介護給付費額を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

- ・機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ） 19,140 円（計画作成時）
- ・機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅱ） 16,610 円（モニタリング実施時）
- ・機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅱ） 21,010 円（計画作成時）
- ・機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅱ） 17,960 円（モニタリング実施時）
- ・行動障害支援体制加算（Ⅰ）600円（計画作成月、モニタリング実施月）
- ・要医療児者支援体制加算（Ⅰ）600円（計画作成月、モニタリング実施月）
- ・精神障害者支援体制加算（Ⅰ）600円（計画作成月、モニタリング実施月）
- ・高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）600円（計画作成月、モニタリング実施月）
- ・主任相談支援専門員配置加算（Ⅱ）1,000円（計画作成月、モニタリング実施月）

※上記は事業所に関わる体制の加算です。

別で加算があり、対象となった場合は個別で算定いたします。

上記の金額が、法定代理受領の金額になります。

### ②交通費

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、必要な交通費をいただきます。

- ・実施地域を超えた地点から1キロメートルあたり 30円

### ③利用料金のお支払い方法

前記②料金・費用は1ヶ月ごとに計算し、ご請求します。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。)

## 6. サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービス提供を行う相談支援専門員

・相談支援専門員は身分証等を携行し、初回訪問時及び利用者・家族から求められたときはこれを提示します。

・サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

・利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点等がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

## 7. 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。) 保存期間は、指定特定相談支援・指定障害児相談支援サービスを提供してから5年間です。

※ 本事業における記録の項目は次の通りです。

- (1) サービス利用計画
- (2) アセスメントの記録
- (3) サービス担当者会議等の記録
- (4) モニタリング結果の記録
- (5) 利用者の障害の状態ならびに給付等の受給状況について、厚生労働省令で義務付けされた市長村への通知事項
- (6) 利用者からの苦情の内容等の記録
- (7) 事故の状況及び事故に際しての対応の記録

|          |            |
|----------|------------|
| 閲覧・複写の受付 | 8:30~17:30 |
|----------|------------|

## 8. 損害賠償保険への加入

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 あいおいニッセイ同和損保保険株式会社

保険の種類 介護保険・社会福祉事業者総合保険

## 9. 苦情等の受付について

### (1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談(お客様相談係)

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払や手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の窓口で受け付けます。

- ・ 苦情相談窓口 苦情受付担当  
 受付時間 毎週月曜～金曜日 8：30～17：30
- ・ 苦情解決責任者 相談支援センターなごみ 管理者：吉岡 貴志

(2) 行政機関その他苦情受付期間

|               |                                                                          |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 伊勢市役所高齢障がい福祉課 | 所在地：伊勢市岩渕1丁目7-29<br>電話番号・FAX番号 0596-21-5558・0596-21-5555                 |
| 玉城町役場保健福祉課    | 所在地：度会郡玉城町田丸114-2<br>電話番号・FAX番号 0596-58-8203・0596-58-4494                |
| 度会町役場保健こども課   | 所在地：度会郡度会町棚橋1215番地1<br>電話番号・FAX番号 0596-62-2413・0596-62-1138              |
| 三重県運営適正化委員会   | 所在地：津市桜橋2丁目131番地<br>(三重県社会福祉会館内)<br>電話番号・FAX番号 059-224-8111・059-273-1222 |

10. 業務継続計画の策定

本事業は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定相談支援・指定障害児相談支援事業所の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また相談支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うよう努めます。

定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業所は感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催します。  
 その結果を、相談支援専門員に周知徹底します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 相談支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

## 12. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとします）を定期的開催するとともに、その結果について、相談支援専門員に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 相談支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ④ 事業所は、利用者の希望や必要に応じて成年後見制度の利用を支援します。
- ⑤ 前各号に掲げる措置を実施するための担当者を置きます。

令和 年 月 日

指定特定相談支援事業・指定障害児相談事業サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

|       |          |   |
|-------|----------|---|
| 管理者名  | 氏名 吉岡 貴志 |   |
| 説明者職名 | 氏名       | 印 |

私は、本書面に基づいて事業者から指定特定相談支援事業において実施するサービスについて重要事項の説明を受けました。

|         |   |
|---------|---|
| 利用者 住所： |   |
| 氏名：     | 印 |

|         |   |
|---------|---|
| 代筆者 住所： |   |
| 代筆者氏名：  | 印 |

本人との続柄（ ）

(代筆理由)

